

入札説明書類

件名：国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所「ネットワーク機器 OS バージョンアップ対応業務」

令和6年8月

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

①入札説明書 1 部

②仕様書 1 部

③契約書(案) 1 部

①～③：応札にあつては、内容を熟知すること。

④質疑書 1 部

⑤ご担当者連絡先 1 部

④～⑤：期限(令和6年8月26日)までにメールにて提出すること。

また、④質疑書は質疑の有無に関わらず提出すること。

⑥競争参加資格確認関係書類 1 部

⑦誓約書 2 種

⑧保険料納付に係る申立書 1 部

⑥～⑧：期限(令和6年9月3日)までに提出すること。

⑨入札書 1 部

⑨：1 回目の応札は契約権限を有する代表者が行うこと。

また、提出期限(令和6年9月4日)を厳守すること。

⑩入札書等記載要領 1 部

⑪入札辞退届 1 部

⑪：応札しない場合、令和6年9月4日までに提出すること。

⑫委任状 1 部

⑬年間委任状 1 部

⑫～⑬：内容を熟知し、該当する場合は、

開札当日(令和6年9月5日)、開札会場へ持参すること。

入札説明書

「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所「ネットワーク機器 OS バージョンアップ対応業務」」にかかわる入札公告（令和 6 年 8 月 8 日付）に基づく入札等については、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所会計規程（17 規程第 7 号）（以下「会計規程」という。）及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約事務取扱要領（17 要領第 8 号）（以下「契約事務取扱要領」という。）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当者

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔

2 委託業務内容

- (1) 契約件名 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所「ネットワーク機器 OS バージョンアップ対応業務」
- (2) 仕様等 詳細は別添「仕様書」のとおり。
- (3) 契約期間 自：契約締結日 至：令和 6 年 11 月 29 日
- (4) 納入場所 詳細は別添「契約書」別紙のとおり。
- (5) 入札方法

入札金額については、総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。

- (6) 入札保証金及び契約保証金 全額免除

3 競争参加資格

- (1) 契約事務取扱要領第 4 条及び第 5 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4・5・6 年度厚生労働省一般競争入札参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」の A～D のいずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 当該役務・物品等を確実に履行・納入できると認められる体制等を有している者であること。
- (4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) その他契約事務取扱要領第 3 条の規定に基づき、契約担当役が定める資格を有する者であること。
- (7) 公益法人においては、「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」（平成 21 年 12 月 25 日閣議決定）の内容について問題がない者であること。
- (8) 暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者に該当しないこと。
- (9) 法人格を持つ事業体であること。さらに、消費税及び地方消費税並びに法人税について、

納付期限を過ぎた未納税額がないこと。

(10)「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）を遵守し、個人情報の適切な管理能力を有している事業者であること。

(11) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

注）各保険料の内⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

4 提出書類等

(1) 質疑書・ご担当者連絡先

令和6年8月26日（月）17時00分までにメールにて提出すること。また、質疑書は質疑の有無にかかわらず提出すること。

提出先メールアドレス 総務部会計課契約第一係 nyusatsul@nibiohn.go.jp

「仕様書」第2章の2.1（7）に示す情報開示を希望する者は、下記の問い合わせ先にメールにて連絡すること。なお、本件の入札に係り、入札参加希望者が知り得た当所に関する全ての情報について外部へ漏えいしない、という内容の誓約文をメールに記載すること。

問い合わせ先メールアドレス デジタル化推進室 digital@nibiohn.go.jp

(2) 競争参加資格確認書類等

この一般競争に参加を希望する者は、本入札説明書3の競争参加資格を有することを証明する書類等（※）を令和6年9月3日（火）17時00分までに下記5（1）の場所に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、契約担当役等から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

（※）とは下記の書類である。

- ①資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- ②会社概要
- ③公益法人については、3（7）を証明する書類
- ④誓約書（3（3）の誓約書及び3（8）の誓約書）
- ⑤保険料納付に係る申立書（3（11）の申立書）

(3) 入札書

提出期限は令和6年9月4日（水）17時00分（郵送の場合も同様）

詳細は下記5を参照。

(4) 入札辞退届

応札しない場合、開札前日（令和6年9月4日）までに提出すること。

(5) 委任状・年間委任状

該当する場合は、開札当日（令和6年9月5日）に開札会場へ持参すること。

5 入札書等の提出場所等

(1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒567-0085

大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

総務部会計課契約第一係

電話：072-641-9824

(2) 入札書等の提出方法

- ①入札書は別紙入札書様式にて作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和6年9月5日開札 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所「ネットワーク機器 OS バージョンアップ対応業務」 入札書在中」と記載しなければならない。
- ②郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「令和6年9月5日開札 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所「ネットワーク機器 OS バージョンアップ対応業務」 入札書在中」の旨記載し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記載し、上記5の（1）宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- ③入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- ④入札書の日付は、提出日を記入すること。

(3) 入札の無効

次の各号の一に該当する場合は、入札を無効にする。

- ①本入札説明書に示した競争参加資格のない者
- ②入札条件に違反した者
- ③入札者に求められる義務を履行しなかった者
- ④入札書の金額が訂正してある場合
- ⑤入札書の記名又は押印が抜けている場合
- ⑥再度入札において、前回の最低金額を上回る金額で入札している場合

(4) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

(5) 代理人による入札

- ①代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印をしておくとともに、開札時までに代理委任状を提出しなければならない。
- ②入札者又はその代理人は、本件業務委託に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

6 開札及び落札後の手続

(1) 開札の日時及び場所

令和6年9月5日（木）11時00分

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 第二会議室

(2) 開札

- ①開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ②入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ③入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- ④入札者又はその代理人は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- ⑤開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

(3) 落札者の決定方法

- ①入札書が公告及び入札説明書に定められた条件を満たしている者。
- ②会計規程第41条及び契約事務取扱要領第16条1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である者。
- ③入札金額が競争参加者の中で最低価格である者。
- ④当該内容を確実に実施し、契約書の内容を誠実に遵守することができると、契約担当役が認めた者。

(4) 落札条件に該当する者が複数のとき

前項に定められた落札の条件に該当する者が複数いるときは、直ちに該当する者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、くじを引けない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

(5) 契約書の作成

- ①契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ②契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に契約担当役等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③上記②の場合において契約担当役等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④契約担当役等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

契 約 書

1. 件 名 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所「ネットワーク機器 OS バージョンアップ対応業務」
2. 履 行 場 所 別紙のとおり
3. 契 約 期 間 自 契約締結日
至 令和6年11月29日
4. 契 約 金 額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
5. 契約保証金 免 除

契約担当役 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔（以下「甲」という。）と〈落札者〉（以下「乙」という。）とは、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所「ネットワーク機器 OS バージョンアップ対応業務」について、下記の条項に基づき契約を締結する。

記

（契約の範囲）

第1条 この契約の範囲は、別添仕様書に定める。

（禁止又は制限される行為）

第2条 乙は、この契約により生ずる全ての権利又は義務を第三者に譲渡し、又は請け負わせたり、担保に供したりする等の処分行為をしてはならない。ただし、あらかじめ文書をもって甲の承認を得た場合には、この契約により生ずる権利又は義務の一部を第三者に請け負わせることができる。

（守秘義務）

第3条 乙は、この契約に基づく業務中に知得した甲の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

（契約の変更）

第4条 本契約書第1条に定める作業内容に異動を生ずる場合は、甲、乙協議の上契約を変更することができる。

(検査及び引渡し)

第5条 乙は、作業が終了したときは、その旨を書面により甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行い、検査に合格した後、乙から引渡しの申出があったときは、直ちにその引渡しを受けるものとする。

3 前項の検査に合格しないときは、乙は、遅滞なく改善措置を施して甲の検査を受けなければならない。この場合において、前項の期間は、甲が乙から改善措置を終了した旨の通知を受けた日から起算するものとする。

(代金の支払)

第6条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、甲に代金の支払を請求するものとする。

2 甲は、乙から適法な請求書を受理した日から30日以内にその代金を支払わなければならない。

(遅延利息)

第7条 甲は、前条に規定された期日までに甲の責により作業代金を支払わないときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律256号）第8条に定める年率を乗じて得た金額を遅延利息として乙に支払うものとする。

(延滞料)

第8条 甲は、乙が期限内に業務を完了しないときは、履行期限の翌日から起算した遅滞日数に応じその未納付分に相当する金額に対し年3.0パーセントの割合で計算した額を延滞料として徴収するものとする。

(危険負担)

第9条 甲及び乙は、この契約に基づく作業中双方の責がなく契約の目的物が滅失又は損傷し、若しくは作業の履行ができなくなり履行不能となったとき、当該契約は解除することができる。

(甲の解除権)

第10条 甲は、次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙の責に帰する事由により、納期限までに乙がこの契約を完全に履行する見込みがないとき。

二 乙又はその使用人が甲の行う検査に際し、不正行為を行い、若しくは甲又は甲の指

名する検査員の職務の執行を妨げたとき。

三 甲の都合により契約の解除を必要とするとき。

(乙の解除権)

第 11 条 乙は、甲がこの契約に定める義務に違反したことにより、契約の目的を達する見込みがないときは、この契約の全部、又は一部を解除することができる。

(違約金)

第 12 条 甲が、第 10 条第 1 号及び第 2 号により契約を解除した場合、乙は違約金として、契約金の 100 分の 10 に相当する金額を甲に納付しなければならない。

(損害賠償)

第 13 条 甲及び乙は、この契約に基づき相手方の責めに帰すべき事由によって損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

2 前項に規定する損害賠償の請求は、文書により行わなければならない。

3 第 1 項に規定する損害賠償額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 14 条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部、又は一部を解除することができる。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 7 条若しくは同法第 8 条の 2 (同法第 8 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項(同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条第 18 項若しくは第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二 乙又は乙の代理人が刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6、同法第 198 条、又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員、又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第 7 条の 2 第 13 項又は第 16 項の規定による通知を受けたとき、速やかに当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 15 条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定)として、甲の請求に基

づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第66条第4項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
 - 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
 - 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（属性要件に基づく契約解除）

第16条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第17条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合

は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当役の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第 18 条 乙は、前 2 条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

- 2 乙は、前 2 条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第 19 条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第 20 条 甲は、第 16 条、第 17 条及び第 19 条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第 16 条、第 17 条及び第 19 条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第 21 条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(契約不適合責任)

第 22 条 甲は検査終了後に、履行された業務が契約の内容に適合しないこと（以下「不適合」という。）を発見したときは、乙に対し、納品後 1 年以内に限り、相当の期間を定めて、甲の指定した方法により、目的物の修補、代替品の納入を求めることができる。ただし、仕様書に保証について特段の定めがある場合、この限りでない。また、民法第 562 条第 1 項ただし書は本契約には適用しない。

2 前項の期間内に乙が追加の作業をしないときは、甲は乙に対して代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前 3 号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 本条の規定は、不適合について、甲が乙に対して損害賠償を請求し、あるいは契約を解除することを妨げない。

(協議)

第 23 条 この契約について、甲、乙間に問題又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲、乙協議の上解決するものとする。

(裁判管轄)

第 24 条 この契約に関する訴えは、大阪地方裁判所の管轄に属するものとする。

本契約の証しとして本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上各自 1 通を保有するものとする。

令和 6 年 月 日

(甲) 大阪府茨木市彩都あさぎ 7 丁目 6 番 8 号
契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔

(乙)

別紙

履行場所

- ・大阪府茨木市彩都あさぎ 7-6-8
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
- ・大阪府泉南市りんくう南浜 2-11
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 泉南資源研究施設
- ・東京都千代田区霞が関 3-4-2 商工会館 7 階
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 SIP BRIDGE 担当グループ東京事務所
- ・大阪府吹田市岸部新町 6-1 国立循環器病研究センターオープンイノベーションラボ 2 階
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 AI 栄養プロジェクト
- ・茨城県つくば市八幡台 1-1
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 霊長類医科学研究センター
- ・茨城県つくば市八幡台 1-2
医薬基盤・健康・栄養研究所 薬用植物資源研究センター筑波研究部
- ・北海道名寄市字大橋 108-4
医薬基盤・健康・栄養研究所 薬用植物資源研究センター北海道研究部
- ・鹿児島県熊毛郡中種子町野間 17007-2
医薬基盤・健康・栄養研究所 薬用植物資源研究センター種子島研究部

仕 様 書

件名

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所「ネットワーク機器 OS バージョンアップ対応業務」

第1章 調達の概要

1.1. 内容

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所(以下「医薬健栄研」という。)において使用しているネットワーク機器の OS バージョンアップ作業を行う。

1.2. 納入期限

令和6年11月29日(金)

1.3. 納入場所

本 OS バージョンアップについては以下の設置場所で作業するものとし、詳細については医薬健栄研と協議のうえ実施すること。

- ・医薬基盤・健康・栄養研究所 医薬基盤研究所(彩都本所)
大阪府茨木市彩都あさぎ 7-6-8
- ・医薬基盤・健康・栄養研究所 医薬基盤研究所 泉南資源研究施設
大阪府泉南市りんくう南浜 2-11
- ・医薬基盤・健康・栄養研究所 医薬基盤研究所 SIP BRIDGE 担当グループ東京事務所
東京都千代田区霞が関 3-4-2 商工会館 7 階
- ・医薬基盤・健康・栄養研究所 医薬基盤研究所 AI 栄養プロジェクト
大阪府吹田市岸部新町 6-1 国立循環器病研究センターオープンイノベーションラボ 2 階
- ・医薬基盤・健康・栄養研究所 医薬基盤研究所 霊長類医科学研究センター
茨城県つくば市八幡台 1-1
- ・医薬基盤・健康・栄養研究所 医薬基盤研究所 薬用植物資源研究センター筑波研究部
茨城県つくば市八幡台 1-2
- ・医薬基盤・健康・栄養研究所 医薬基盤研究所 薬用植物資源研究センター北海道研究部
北海道名寄市字大橋 108-4
- ・医薬基盤・健康・栄養研究所 医薬基盤研究所 薬用植物資源研究センター種子島研究部
鹿児島県熊毛郡中種子町野間 17007-2

1.4. 納入検査

本 OS バージョンアップ作業完了後に医薬基盤・健康・栄養研究所による納入検査(最新 OS バージョン確認)を彩都本所にて行う。なお、納入検査には受注者が立ち会うこと。

1.5. 成果物

受注者は以下の書類を紙媒体で正・副 2 部及び電子媒体(CD-R 又は DVD-R)で 1 部提出すること。なお、電子媒体については、Microsoft Office2019 (MicrosoftWord2019、同 Excel2019、同 PowerPoint2019)で読み込み可能な形式、又は PDF 形式(Adobe ReaderDC で読み込み可能)で作成し、納入すること。電磁的記録媒体により納品する場合は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行う等して、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。

(1)詳細設計書(パラメータシート)

対象ネットワーク機器ごとにバージョンアップ後の設定内容を記載した資料を提出すること。

(2)試験結果報告書

本 OS バージョンアップ作業後の既設ネットワーク機器との通信確認の手順及び確認結果を記録した資料を提出すること。

(3)その他の成果物

その他、医薬健栄研との協議のうえ、必要と判断された成果物があれば別途提出すること。

第2章 ネットワーク機器 OS バージョンアップ作業要件

2.1. ネットワーク機器の OS バージョンアップ作業の要件

- (1) 計 8 拠点に配置されている既設ネットワーク機器の OS バージョンアップ作業を行うこと。
- (2) 本 OS バージョンアップに用いるソフトウェアは作業時点で各拠点機器の最新安定稼働バージョンを受注者側で事前に設定値差異の有無を含め確認の上で選定し、医薬健栄研への説明の上で各実機へ導入を行うこと。なお、バージョンアップ後の OS 選定にあたっては受注者側で新旧バージョンでの設定差異の調査及び事前検証を行うなど、十分に検討の上、作業を実施すること。
- (3) 同作業の実施日程については、各拠点への作業によるネットワーク停止時間等の影響度を考慮の上、事前に受注者側で作業日程案を作成し、医薬健栄研の了承を得て、実際の作業日程調整を行うこと。作業日程案には、問題が発生した際の切り戻し作業も考慮しておくこと。なお、作業は平日または休日の 9:00-17:00 を予定している。
- (4) 作業の実施に際しては、実施当日の通信断時間をできる限り短時間とするために、受注者側で作業効率化とユーザー影響の軽減を考慮の上、医薬健栄研へ作業スケジュールについて事前に説明し了承を得ること。
- (5) 彩都本所設置の機器2台(HA 構成)については、機器に設定された証明書の更新作業もあわせて実施すること。

- (6) 彩都本所以外の各拠点の作業時には、彩都本所にも作業員を配置すること。また作業実施後において、彩都本所と当該拠点間との暗号化通信の正常性確認を行うこと。
- (7) 本作業対象ネットワーク機器の機種、現行 OS バージョン等の情報については、入札参加希望者にのみ開示するものとする。なお、各拠点機器の現行 OS バージョンは統一されておらず、開示情報を踏まえ必要に応じて段階バージョンアップを行うなど十分な考慮を行うこと。
- (8) 本 OS バージョンアップ作業に伴って別途機器および部材等が必要な場合は、受注者が負担すること。

2.2. 作業対象拠点と対象機器の台数

本作業についての作業対象拠点別の対象機器台数は以下の通り。

拠点名称	台数
彩都本所	2 (HA 構成)
泉南資源研究施設	1
薬用植物資源研究センター 種子島研究部	1
東京事務所	1
薬用植物資源研究センター 筑波研究部	1
霊長類医科学研究センター	1
国立健康栄養研究所	1
薬用植物資源研究センター 北海道研究部	1

第3章 役務作業要件

3.1. 作業体制の条件

- (1) 本調達の実施を担保するためのプロジェクト体制を整えること。
- (2) 本調達では関係各部署との調整が必要となるため、プロジェクトマネージャを立て、その窓口として調整にあたること。
- (3) プロジェクト体制図を明記すること。プロジェクト体制図の作成にあたっては、作業責任者、役割、連絡先を明確にすること。
- (4) 原則としてプロジェクト体制の変更は認めないこととする。ただし、進捗に著しい遅れが発生した等で要員の追加及び作業担当者の変更がやむを得ない場合は、速やかに改善策を提示し医薬健栄研の承諾を得ること。

第4章 その他

- ・本調達に係る一切の費用を含むこと。
- ・以下の情報セキュリティを確保するための体制の整備を行うこと。

- (1) 本調達に係る業務の実施のために医薬健栄研から提供する情報その他当該業務の実施において知り得た情報については、その秘密を保持し、第三者に開示、または漏洩しないこと。また当該業務の目的以外に利用しないこと。本調達の履行期間終了後も同様とする。
- (2) 本業務の実施に当たり、受注者又はその従業員による意図せざる不正な変更が情報システムのハードウェアやソフトウェア等に加えられないための管理体制が整備されていること。
- (3) 本調達の業務遂行において、情報セキュリティインシデントの発生又は情報の目的外利用等を認知した場合は、速やかに医薬健栄研に報告すること。
- (4) 本仕様書に記載の事項に疑問が生じた場合は、医薬健栄研との協議により解決すること。本仕様書に記載がない事項で、本件の遂行に必要と認められるものについては、医薬健栄研と受注者の間で協議の上、実施すること。

以上

質 疑 書

契約担当者

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

住 所

氏 名(社名)

件 名 : 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所「ネットワーク機器OSバージョンアップ対応業務」

上記件名の調達に係る質疑事項を下記のとおり提出します。

質 疑 事 項

質疑書については、質疑の有無にかかわらず、「ご担当者連絡先」と併せて下記期限までにメールにてご提出ください。

提出期限：令和6年8月26日（月）17時00分

提出先メールアドレス： 総務部会計課契約第一係 nyusatsul@nibiohn.go.jp

ご担当者連絡先

件名：国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所「ネットワーク機器OS
バージョンアップ対応業務」

所属部署	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

質疑書と併せて、下記期限までにメールにてご提出ください。

提出期限：令和6年8月26日（月）17時00分

提出先メールアドレス：総務部会計課契約第一係 nyusatsul@nibiohn.go.jp

競争参加資格確認関係書類

- 1 厚生労働省大臣官房会計課長から通知された等級決定通知書の写
- 2 誓約書（2種類）
- 3 保険料納付に係る申立書
- 4 その他参考資料
会社履歴書等
- 5 提出部数 各1部
- 6 提出期限 令和6年9月3日（火）17時00分まで

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

誓 約 書

弊社は、「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所「ネットワーク機器 OS バージョンアップ対応業務」」の入札において、弊社が落札致した場合には、仕様書に示された仕様を満たすことを確約致します。

住 所

商号又は名称

及び代表者氏名

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

誓 約 書

弊社は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、弊社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、弊社の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当役等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

住 所

商号又は名称

及び代表者氏名

印

(別紙様式)

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和_____年_____月_____日

(住 所)

(名 称)

(代表者)

_____ 印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

入札書

件名 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所「ネットワーク機器 OS
バージョンアップ対応業務」

金 _____ 円也

入札説明書に定める各事項を承諾の上、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

(競争参加者)
住 所

称号又は名称

代表者職氏名



契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

記載要領

入 札 書

1. 入 札 件 名 ○○○○○○○○○

2. 入 札 金 額 ¥ _____

入札説明書に定める各事項を承諾の上、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

(競争参加者)

住 所 【記載要領】(2)及び
(3)の「例」参照

氏 名

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

【 記 載 要 領 】

- (1) 競争参加者の氏名欄は、法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。
- (2) 第1回目の入札書は、契約権限を有する代表者本人又は契約権限を年間委任された代理人の氏名、印にて作成すること。

「例1:契約権限を有する代表者本人の場合」

(競争参加者)

住 所 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△ 印

「例2:契約権限を年間委任された代理人の場合」

(競争参加者)

住 所 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△

代理人

住 所 大阪市〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□ 大阪支店

大阪支店長 △△ △△ 印

- (3) 第2回目以降代理人(復代理人)が入札する場合は、入札書に競争参加者の所在地、名称及び代表者氏名と代理人(復代理人)であることの表示並びに当該代理人(復代理人)の氏名を記入して押印すること。

「例1:契約権限を有する代表者本人の代理人の場合」

(競争参加者)

住 所 大阪市〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□ 大阪支店

代表取締役 △△ △△

代 理 人 〇〇 〇〇 印

「例2:契約権限を年間委任された代理人が代理を選任した場合」

(競争参加者)

住 所 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△

復代理人 〇〇 〇〇 印

- (4) 記載文の訂正部分は、必ず訂正印を押印すること。
- (5) 落札決定にあたっては、入札書に記入された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか非課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。
- (6) 工事、製造、役務、複数の物品等については、入札金額の積算内訳を入札書に添付すること。

(表面)

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

入札書在中

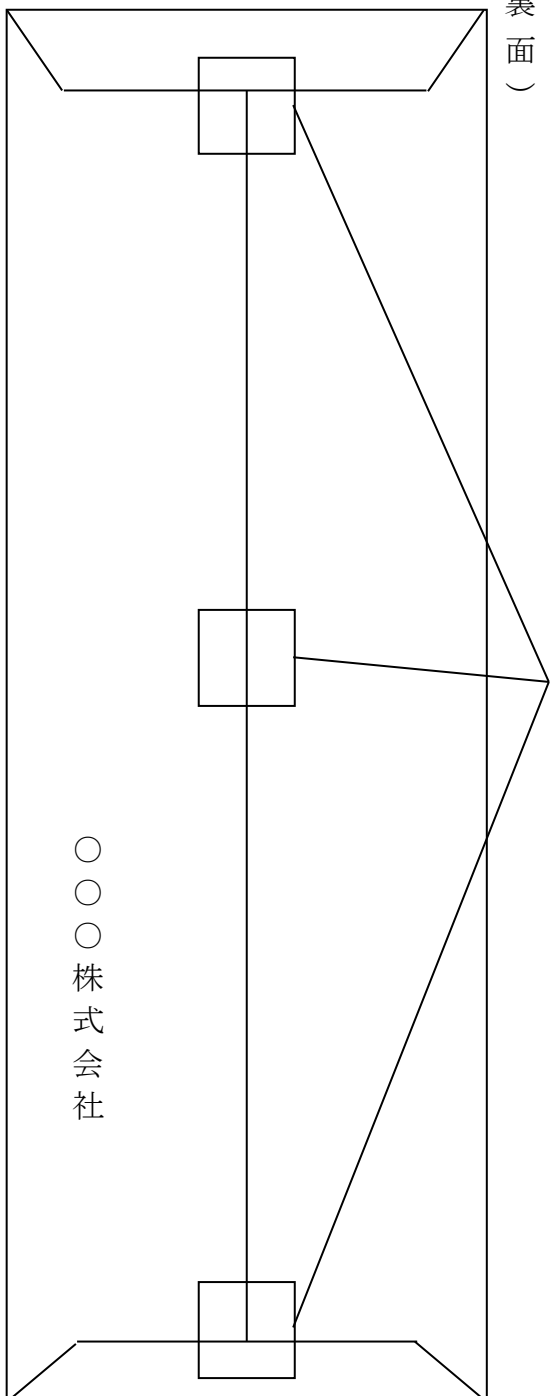
契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事 長 中村 祐輔 殿

※氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記入すること。

御社代表者印（3ヶ所）

(裏面)



〇〇〇株式会社

入 札 辞 退 届

件 名： 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所「ネットワーク機器 OS バージョンアップ対応業務」

上記の入札件名について、都合により辞退します。

令和 年 月 日

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

入 札 者

住 所

氏 名(社 名)

委 任 状

私は、を代理人と定め、下記のとおり委任いたします。

記

委任事項

令和6年9月5日開札 件名「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所「ネットワーク機器OSバージョンアップ対応業務」」の競争入札に関する開札日における一切の権限を委任いたします。

代 理 人

氏 名



令和 年 月 日

委 任 者

住 所

商号又は名称

代表者職氏名



契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

年 間 委 任 状

私は、下記受任者を代理人と定め令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間における 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 との下記事項に関する権限を委任します。

記

1. 見積、入札及び契約の締結に関すること。（契約の変更、解除に関することを含む）
2. 契約物件の納入及び取下げに関すること。
3. 契約代金の請求及び受領に関すること。
4. 復代理人を選任すること。
5. 共同企業体の結成及び結成後の共同企業体に関する上記各項の権限。
【工事契約以外の場合は除く】
（ただし、3については、上記期間満了日の翌々月末までとする。）

令和 年 月 日

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

委任者

本社・本店所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

受任者

支店等所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

(事務連絡)

件名：国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所「ネットワーク機器 OS バージョンアップ対応業務」

ご担当者連絡先及び質疑書について

「ご担当者連絡先」及び「質疑書」は、期日までに下記メールアドレス宛てに電子媒体（電子文書ファイル）で提出をお願いいたします。

〒567-0085

大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 総務部会計課契約第一係

提出先メールアドレス nyusatsu1@nibiohn.go.jp

期限について

ご担当者連絡先・質疑書 : 令和6年8月26日（月）17時00分まで

競争参加資格確認関係書類 : 令和6年9月3日（火）17時00分まで

入札書 : 令和6年9月4日（水）17時00分まで

開札日の日時 : 令和6年9月5日（木）11時00分

入札参加改善に向けたアンケート

案件名	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所「ネットワーク機器 OS バージョンアップ対応業務」
公告種別	一般競争入札
すべての事業者様にお伺いいたします。 該当箇所に☑をお願いします。	(質問)入札公告日又は説明会の日から入札書・提案書等の提出期限までは適切でしたか ☐ 1 特に問題はなかった ☐ 2 期間が短かった (具体的な必要期間:)
参加(応募)頂けない事業者様の理由をお聞かせください。 該当箇所に☑をお願いします。	☐ 1 競争参加資格の等級が、自社の参加資格と一致していなかった。 ☐ 2 説明書をみても業務内容、業務量、求められる成果物、審査基準が分かりにくく、判断できなかった。 ☐ 3 業務内容に一部扱えない業務があった。 (具体的業務:) ☐ 4 参加しても価格の優位性がなく受注見込みがないと判断した。 ☐ 5 求められる業務実績の要件が厳しかった。 (厳しいと考えられた業務実績:) ☐ 6 業務の履行期間が短く、期日までに成果物を納品できない可能性があった。 ☐ 7 業務内容が多岐にわたるため、必要な技術者・要員を確保するには時間が不足している。又は発注ロットが大きすぎて、必要な人員等を確保できないと判断した。 ☐ 8 入札公告(公示)又は説明会の日から入札書・提案書等の提出期限までの期間が短かった。 ☐ 9 その他:自由記載
補足 【すべての事業者様・自由回答】	仕様書等に改善すべき点があれば教えてください。
ご意見・ご要望 【すべての事業者様・自由回答】	
事業者名(任意)	
ご担当者(任意)	
ご連絡先(任意)	

ご協力頂きましてありがとうございました。

国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所
総務部会計課